

## 有症状の個人（小学生・中学生・高校生）及びその濃厚接触者になりうる同居家族への抗原定性検査キットの配布に関する Q&A

Q1 配布対象者（小学生・中学生・高校生）について

①県外等に居住しているが、一定期間、県内に滞在している人は県内在住に含まれますか（例：出張、帰省等で県内滞在中の方）。

②症状がなくても、抗原定性検査キットを申し込むことはできますか。

A1

①県外に居住する配布対象者（小学生・中学生・高校生）が、旅行・帰省等で県内に長期滞在している場合も申込みは可能です。

また、配布対象者以外でも、長期滞在先のご家庭にいる配布対象者が発症した場合は、同居家族として配布可能です。滞在している県内の住所に送付いたします。

②配布対象者（小学生・中学生・高校生）に症状がない場合は、抗原定性検査キットのお申込みはできません。配布対象者（小学生・中学生・高校生）に症状がない場合は、同居家族が有症状でも申込を行うことはできません。

Q2 家族や友人など、配布対象者以外の者が抗原定性キットを使用することはできますか。

A2 お申し込みをされた配布対象者（小学生・中学生・高校生）とその同居家族が使用してください。

Q3 検査は、抗原定性検査のみでしょうか？PCR 検査も選べるのでしょうか？

A3 本事業で配布する抗原定性検査キットは、体外診断医薬品として承認されている検査キットのみとなります。

Q4 抗原定性検査キットの配布を申し込みましたが、検査キットが届きません。

A4 お申込みいただいてから概ね2～3日程度で配送します（土・日・祝日や島しょ地域からお申込の場合は、通常よりお時間がかかる場合があります）。お申込み後、3日を経過しても検査キットが届かない場合は、コールセンターにお問い合わせください。

【沖縄県抗原定性検査キット配布に関するコールセンター】

電話番号 080-4102-0246（9:30~17:00 土日祝含む毎日）

Q5 配送日の指定はできますか？

A5 配送日と配送方法を指定することはできません。  
(郵便受けへの投函になります。)

Q6 抗原定性検査キットが届きましたが、いつ使用すれば良いでしょうか。

A6 抗原定性検査は、発症後3～4日目が最も陽性率が高くなるとされております。そのため、初めに発症された配布対象者(小学生・中学生・高校生)は、抗原定性検査キットが届き次第、検査キットをご使用ください。

同居家族の方は、新型コロナウイルス感染症が疑われるような症状(発熱、咽頭痛、全身倦怠感、関節痛、鼻水・鼻汁)を発症した場合は、発症日(症状が出た日)を0日として2～3日経過後を目安に抗原定性検査キットをご使用ください。

なお、陽性者や濃厚接触者となられた方からのよくある質問について、沖縄県ホームページにQ&Aを掲載しておりますので、ご確認ください。

○沖縄県HP「新型コロナウイルス」と診断された方 濃厚接触者/接触者となった方へ  
[https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/vaccine/q\\_a.html](https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/vaccine/q_a.html)

Q7 検査結果は陰性でしたが、症状が現れています。どうすればよいでしょうか。

A7 検査結果が陰性の場合であっても、症状が継続する場合には、後日、改めて抗原定性検査を実施していただくか、症状が悪化する場合は、かかりつけ医等への受診や、かかりつけ医がいない場合には発熱相談センターへの相談をお願いします。なお、沖縄県ホームページから、ご自身でお近くの診療・検査医療機関を探すことが可能です。

○沖縄県コールセンター 予防・検査・医療に関するご相談  
電話番号 098-866-2129 ※24時間対応

○沖縄県ホームページ「発熱外来を行う医療機関(診療・検査医療機関)リスト」  
<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/kansen/iryuu/hatunetugairai.html>

○夜間・休日の小児の病院受診等の相談については#8000の利用も可能です。

Q8 申し込んだ抗原定性検査キットを使用しなかった場合、返送する必要がありますか？

A8 返送していただく必要はありません。抗原定性検査キットの使用期限内であれば、ご自宅等での待機期間を過ぎた後も、御自身の体調不良時等のセルフチェック用にご活用いただいても構いません。

Q9 検体はどのように採取しますか。

A9 検査を受ける方が自ら鼻腔で綿棒等を用いて採取します。正しく検査を行うため、抗原定性検査キットに添付されている説明書を必ずご確認の上、検体を採取してください。

Q10 抗原定性検査キットの検査結果が陽性だった場合、新型コロナウイルス感染症の感染者ということになりますか？

A10 抗原定性検査キットでの検査結果それ自体は確定診断にはなりません。抗原定性検査キットによる検査結果が「陽性」となった場合、沖縄県抗原定性検査・陽性者登録センターへ申請していただくことで、オンライン（電話等）による医師の問診が受けることが可能です。

(注) 沖縄県抗原定性検査・陽性者登録センターへ申請時に提出するものがありますので、以下の①、②についてご準備ください。

①（検査実施前）に検査キットの製造会社、製造番号、使用期限が記載されている検査キットのパッケージ(包装袋)の画像をスマートフォン等で撮影して保存してください。※パッケージは医師の問診を受けるまでは廃棄しないでください。

②（検査終了直後）の検査キットの画像（判定ラインが確認できるよう）をスマートフォン等で撮影し、保存してください。

○沖縄県ホームページ「沖縄県抗原定性検査・陽性者登録センター」

[https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/vaccine/kensa/kougenn\\_touroku.html](https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/vaccine/kensa/kougenn_touroku.html)

ただし、症状が悪化した場合などは、Q7を参照に、医療機関を受診してください。

Q11 陰性証明書は出ますか？

A11 陰性証明書の発行はできません。

Q12 抗原定性検査キットの検査結果が陽性になった後、医療機関を受診する際の費用も無料となりますか。

A12 「陽性」となった場合の医療機関受診費用については、ご本人の負担となります。